

令和5年度八潮市物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金支給事業
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食費等の物価高騰等の影響を受けている子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施する令和5年度八潮市物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金 この要綱に基づいて、市によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記第1に掲げる者をいう。
- (3) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

(物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金の支給等)

第3条 市長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金の金額は、対象児童1人につき10,000円とする。

(支給対象者に対する支給等)

第4条 市長は、対象児童のうち次に掲げるものに係る別記第1(1)の支給対象者に対し、物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金を支給する旨を通知する。

- (1) 平成20年4月2日以後に出生した者(八潮市こども医療費支給に関する条例(昭和48年条例第25号)第4条第2項の規定による受給資格者の登録がない支給対象者に係る者を除く。)
- (2) 平成17年4月2日以後に出生した者であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属するもの

2 市長は、前項の規定による通知を行った後に、物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金の受給を拒否する旨の申出があった者を除き、受給の意思があったものとみなして支給の決定をし、支給対象者に対して物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金を支給する。

3 物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金の支給を受けようとする次に

掲げる支給対象者は、令和5年度八潮市物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金申請書（請求書）（別記様式）により、市長に申請しなければならない。

(1) 対象児童であって、第1項各号に掲げる者に該当しないものに係る別記第1(1)の支給対象者

(2) 別記第1(2)の支給対象者

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、支給の決定をし、物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金を支給する。

（支給の方式）

第5条 第4条第1項に規定する支給対象者に対する物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金の支給は、原則として、第1号又は第2号に掲げる方式により行う。ただし、支給対象者が八潮市こども医療費支給に関する条例に規定するこども医療費の受給のために登録している口座を解約したこと等により、支給に支障が生じるおそれがある場合は第3号に掲げる方式により行うこととし、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること等により、第1号から第3号までに掲げる方式による支給が困難である場合は第4号に掲げる方式により行うこととする。

(1) こども医療費登録口座振込方式 支給対象者がこども医療費の受給のために登録している口座に振り込む方式

(2) 生活保護法による被保護世帯登録口座振込方式 支給対象者が保護費の受給のために登録している口座に振り込む方式

(3) 指定口座振込方式 支給対象者が第4条第2項の支給の決定前までに前2号の口座以外の口座への振り込みを届け出た場合に、支給対象者から指定された口座に振り込む方式

(4) 窓口交付方式 窓口で現金を交付する方式

2 第4条第3項に規定する支給対象者に対する物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金の支給は、原則として、第1号に掲げる方式により行う。ただし、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること等により、第1号に掲げる方式による支給が困難である場合は、第2号に掲げる方式により行うこととする。

(1) 指定口座振込方式 支給対象者から指定された口座に振り込む方式

(2) 窓口交付方式 窓口で現金を交付する方式

(代理による申請)

第6条 代理により第4条第3項の規定による申請を行うことができる者は、支給対象者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定めるところにより適当と認める者とする。

(物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金の支給等に関する周知)

第7条 市長は、物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金支給事業に当たり、支給対象者、対象児童の要件等の事業の概要について、ホームページへの掲載その他の方法により、市民に対して周知を行う。

(振り込みができなかった場合等の取扱い)

第8条 市長は、第4条第2項又は第4項の支給の決定を行った後に、必要な措置を講じたにもかかわらず、口座解約、変更等支給対象者の責めに帰すべき事由により令和6年3月29日までに物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金を支給することができない場合は、当該決定を取り消すものとする。

(申請期限)

第9条 第4条第3項第1号に掲げる支給対象者の申請期限は、令和5年11月30日までとする。

2 第4条第3項第2号に掲げる支給対象者の申請期限は、令和6年3月15日までとする。

(申請手続における本人確認)

第10条 市長は、第4条第3項の規定による申請を行う支給対象者に対し、必要に応じて、公的身分証明書を提示させ、又はその写しを提出させることにより、当該支給対象者の本人確認を行う。

(申請が行われなかった場合の取扱い)

第11条 第4条第3項各号に掲げる支給対象者から第9条の申請期限までに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(支給の決定の取消し等)

第12条 市長は、物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第2項又は第4項の支給の決定を取り消し、物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金の支給を受けたとき。

(2) 物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金の支給を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記（第2条関係）

第1 支給対象者

次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 令和5年7月1日において、本市の住民基本台帳に記録されている対象児童の養育者
- (2) 令和5年7月2日から令和6年2月29日までの間に本市の住民基本台帳に記録された対象児童の養育者

第2 対象児童

平成17年4月2日から令和6年2月29日までの間に出生した児童をいう。ただし、支給対象者が特別児童扶養手当受給者の場合は、平成15年7月2日から平成17年4月1日までの間に出生した特別児童扶養手当の算定対象の児童を含む。

令和5年度 八潮市物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金 申請書(請求書)

(宛先) 八潮市長

1. 申請・請求者

		記入日		令和	年	月	日
(フリガナ) 氏名				現住所			
印							
生年月日				電話番号			
昭和・平成		年		月		日	
				()			

2. 対象児童

今回、給付金の支給の対象となる児童について記入してください。

(フリガナ) 氏名		生年月日	
		平成・令和	
		年 月 日	

3. 受取口座

受取を希望する金融機関口座(1.の申請・請求者の口座とします。)

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(裏面を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	金融機関名(フリガナのみ)
1.銀行	本・支店	1普通 2当座		※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
2.金庫	本・支所			
3.信組	出張所			
4.農協				
5.その他	支店コード			
金融機関コード				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、
子育て支援課までご相談ください。

裏面へ記載事項続きます

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金の支給要件の該当性を審査するため、市が必要な住民基本台帳情報等の公簿の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月29日までに、市が申請・請求者に連絡及び確認をすることができない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 同一児童について給付金を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金を返還します)。

提出書類

- 『令和5年度 八潮市物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金 申請書(請求書)』
(本書)
※必要事項のご記入と押印をお願いします。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる通帳やキャッシュカードの写し(コピー)をご用意ください。

振込先金融機関口座確認書類台紙

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写しをこの枠内に貼り付けて提出をお願いします。